

特定求職者雇用開発助成金の支給申請には 賃金台帳の提出が**必須**です

- 特定求職者雇用開発助成金の支給を申請する際には、添付書類として賃金台帳の提出が必要です。
- 令和8年4月以降の申請分からは、賃金台帳の提出が確認できない場合、不支給となりますのでご注意ください。

適正かつ速やかな審査のため、ご理解とご協力をお願いします。

● 賃金台帳とは

- ・労働基準法第108条で定められた法定帳簿
- ・労働者の最後の賃金を記入した日から5年間保存※
- ・記載項目

○氏名 ○賃金計算期間 ○労働日数 ○労働時間数 ○時間外労働の労働時間数
○休日労働・深夜労働の労働時間数 ○基本給や手当等の種類とその金額 等

※労働基準法附則第143条第1項により、経過措置として当分の間は保存期間は3年間とされています。

賃金台帳様式例



PDF



Excel

特定求職者雇用開発助成金 各コースのご案内

※ 対象労働者やコースによって、その他の添付書類が異なります。

[特定就職困難者コース](#)



[発達障害者・難治性疾患
患者雇用開発コース](#)



[中高年層安定雇用
支援コース](#)



[生活保護受給者等
雇用開発コース](#)

